



新年と異動のご挨拶

法テラス八雲法律事務所 弁護士 伊藤 裕樹
(函館弁護士会所属)



■本稿は、2018年1月号の広報に掲載されておりますが、広報の配達時期によつては、2017年中に本欄を目にしている方がいらっしゃるかもしれません。そのため、新年のご挨拶の定番「あけましておめでとうございます」のフレーズを微妙に使い難いのですが、2018年1年が皆さまにとって実り多きものとなることをお祈りいたします。

■さて、新年のご挨拶を済ませたところで突然ですが、私は2018年1月をもって、2015年1月より3年間勤務しておりました法テラス八雲法律事務所から九州の法テラス熊本法律事務所へ異動となります。法テラス八雲在任中、依頼者、相談者の皆さま、ならびに司法・行政・医療・福祉機関などの関係者の皆さまには大変お世話になりました。この場でお礼申し上げます。

■東京出身で雪に慣れない私には、八雲での3年間、とりわけ冬場の生活は、まさに試練と言つて差し支えないものでした。赴任直後は、歩けば転ぶ、車に乗ればアイスバーンで滑るなど、北海道の冬の醍醐味をこれでもかというくらいに味わいました。その一方で、新鮮な海産物や農産物、乳製品など東京では決して味わえない北海道ならではの地物も数多く味わいました。道外に出たら、ふるさと納税を必ず北海道にしようと思ひます。

■2018年2月以降の法テラス八雲は、本欄でもお馴染みの鳴本弁護士と、私の後任として広島から八雲に赴任する坪井弁護士の2名体制となります。坪井弁護士の赴任挨拶は、来月から再来月の本欄に掲載予定です。皆さまにおかれましては、今後とも、鳴本弁護士と坪井弁護士をよろしく願ひいたします。

■法テラス八雲法律事務所では、さまざまなご相談を承っております。もし、気になることがある場合には、☎050-3383-8366までお気軽にご予約のお電話をお寄せください。また「法テラス江差法律事務所(☎050-3383-5563)」でも、ご相談を承っておりますのであわせてご利用ください。

八雲警察署からお知らせ

110番通報の適正な利用の促進および警察相談専用電話(#9110)等の紹介

■110番は、緊急の事件・事故などを、いち早く警察へ通報するための緊急電話です

1、110番に出た警察官が、事件・事故の内容に基づいて必要な事項を質問します

慌てず落ち着いて正しく答えてください。警察官が早く現場に到着できるよう、その場所の住所や付近の目標となる建物などを正しく伝えてください。

2、携帯電話で110番する場合、車で移動しながらの通報や歩きながらの通報は通話が途切れることがありますので控えてください

また、車を運転しながらの通報は法令違反となる場合がありますので、車を安全な場所に停止して通報をしてください。

3、メール110番は、耳や言葉の不自由な方や、声を出せない状況にある方がインターネットに接続可能な端末のEメール機能を利用して緊急通報するシステムです

通報するときには「事件・事故の内容」のほか、「住所や目標となる建物」、「メールアドレス」を正しく入力してください。

4、緊急の対応を必要としない電話は「#9110」へ

緊急の対応を必要としない遺失物・拾得物の届け出、諸手続に関する照会などは、最寄りの警察署、交番・駐在所の電話を、相談や警察業務に関する意見・要望は、短縮ダイヤル「#9110」の警察相談専用電話をご利用ください。ダイヤル回線電話、IP電話等で短縮ダイヤルが利用できない場合は、下記の最寄りの番号におかけください。

函館方面本部……………☎0138-51-9110

【問い合わせ・申し込み先】函館方面八雲警察署 ☎0137-64-2110